

# 城南家保ニュース Vol. 9

熊本県城南家畜保健衛生所 平成20年 11月 発行



<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/jounan/jounan-index.htm>

電話 0966-22-3814、FAX 0966-22-3617

## 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化！！

### 特別防疫対策始まる

今年も、11月に入り暦の上でも立冬、小雪と寒い冬が到来すると同時に、渡り鳥が飛来する季節です。養鶏農家にとって、高病原性鳥インフルエンザ対策は万全でしょうか？

今回、農林水産省より高病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化が指示されました。それに伴い熊本県では高病原性鳥インフルエンザ検査のモニタリング方法が強化されることになりました。

#### 1 飼養衛生管理の徹底

本病の発生予防を図るため、野鳥などの野生生物の家きん飼育施設への侵入防止、農場出入り口での消毒の徹底などの防疫指針第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

#### 2 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることが出来るよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報などの危機管理体制の定期的な再点検を行うこと。

#### 3 監視体制の強化について

##### (1) モニタリング

高病原性鳥インフルエンザが明確な臨床症状をもたらさない場合も想定し、監視体制を強化するため、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに加え、別紙によ



るモニタリング（以下「強化モニタリング」という。）を行うこと。

## （2）報告徴求

家きんの所有者が家きんの異常を発見した際の家畜保健衛生所への早期通報が最も重要であり、監視体制を強化するため、原則として100羽以上の家きんの所有者に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）第52条に基づき、別紙による報告徴求を実施すること。

## 4 野鳥のサーベイランスの強化について

野鳥サーベイランスへの協力依頼に基づき、地域の実情にあわせ、関係部局の連携の下、死亡野鳥の回収、検査等を円滑に実施すること。

### ニワトリを飼っている家庭の皆様へ

#### ● ニワトリを観察しましょう。

トサカの出血



顔の腫れ



脚の発赤



#### 高病原性鳥インフルエンザに罹ったニワトリ

- 清潔にしましょう。
- 消毒をしましょう。
- 放し飼いをやめ、野鳥が入らないように飼いましょう。
- 世話をした後は、うがい、手洗いを忘れずに！

不明な点がありましたら、最寄りの役場または下記までお問い合わせ下さい。

熊本県城南家畜保健衛生所

電話 0966-22-3814

熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会

電話 0966-28-3234